

○立命館大学大学院研究生規程

2010年1月29日

規程第831号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第71条第2項にもとづき、研究生に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究生に志願することができる者は、次の各号のいずれかに定める要件を満たす者とする。

- (1) 本大学院の博士の学位を得た者または得る見込みの者
- (2) 本大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に標準修業年限以上在学した上で、履修要件を満たし退学した者または退学予定の者

(所属研究科)

第3条 研究生は、次の各号に定めるいずれかの研究科に所属する。

- (1) 法学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 経営学研究科
- (4) 社会学研究科
- (5) 文学研究科
- (6) 理工学研究科
- (7) 国際関係研究科
- (8) 政策科学研究科
- (9) テクノロジー・マネジメント研究科
- (10) スポーツ健康科学研究科
- (11) 情報理工学研究科
- (12) 生命科学研究科
- (13) 先端総合学術研究科
- (14) 薬学研究科

(出願)

第4条 研究生を志願する者は、所定の期日までに次の各号に定める出願書類を添え、研究生として研究の継続および研究施設の利用を希望する研究科の長に願い出なければなら

ない。

(1) 研究生願

(2) その他研究科長が必要とする書類

2 前項の出願書類のほか、外国籍の者は、当該期間中の在留資格を証明できる外国人登録証明書または旅券の写しを添えなければならない。

3 研究生として研究の継続および施設の利用を許可された期間が終了し、引き続き研究生を希望する者は、前項に定める手続きを行わなければならない。

4 前3項にかかわらず、研究生としての許可期間が通算して3年を超えた者については、出願することができない。

(選考および決定)

第5条 前条の志願者については、該当する研究科委員会または研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）で選考のうえ、研究科長が研究生として研究の継続および施設の利用の許可を決定する。

2 研究科長は、前項の決定を志願者に通知する。

(研究生の登録手続)

第6条 研究生として研究の継続および施設の利用を許可された者は、所定の書類を提出するとともに、研究料を納入しなければならない。

2 前項の手続きを所定の期日までに行わなかったときは、前条の許可を取り消す。

(研究料)

第7条 研究料に関する事項については、大学院学則第84条に定めるところによる。

(期間)

第8条 研究生として研究の継続および施設の利用をすることができる期間は、立命館大学学則第15条に定める学年の1年間または学期の6か月間とする。

(施設利用の範囲)

第9条 研究生は、本大学学生のための施設を利用することができる。ただし、大学院学生共同研究室については、研究科の認めた範囲で利用することができる。

(研究生証)

第10条 研究生には、その身分を証明するものとして研究生証を交付する。

2 研究生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

(諸規則の遵守)

第11条 研究生は本大学の諸規則を遵守しなければならない。

(許可の取消)

第12条 本大学の諸規則に違反する行為または研究生としてふさわしくない行為があったときは、研究生の身分を剥奪し、研究の継続および施設の利用を中止する。

2 前項の手続きは、研究科委員会等の議を経て、研究科長が行う。

(授業科目の履修)

第13条 研究生は、科目等履修生に出願することができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院教学委員会で行う。

附 則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

2 2009年度前期末までに第2条に定める資格を有した者については、第4条第3項中「通算して3年」とあるのは「通算して5年」と読み替える。

附 則 (2012年1月27日大学院学則の全部変更および出願書類の変更に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年3月2日大学院教学委員会の設置に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2014年2月18日 スポーツ健康科学研究科の追加および薬学研究科4年制博士課程の設置等に伴う一部改正)

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則 (2019年1月28日 出願資格の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年1月28日から施行する。